令和7年度 加美町職員の人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び加美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に 基づき、加美町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表しま す。

> 令和7年10月28日 加美町長 石 山 敬 貴

1	職員の任免及び職員数に関する状況・・・・・・・・・・・・・・1
2	職員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況・・・・・・・・・・・6
4	職員の分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・・・・8
5	職員の服務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6	職員の研修等の状況及び勤務成績の評定・・・・・・・・・・・9
7	職員の福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・11
8	その他町長が必要と認める事項・・・・・・・・・・・・・12

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用の状況(令和7年4月1日採用)

区分	男性	女性	合計
行 政 職	2	5	7
労 務 職	_	_	_
計	2	5	7

(2) 職員の退職の状況 (令和6年度)

区分	男性	女性	合計
定年退職	3	2	5
勧奨退職	_	1	1
自己都合退職	3	3	6
その他	1	_	1
計	7	6	1 3

(3) 暫定再任用の状況(令和7年4月1日採用)

暫定再任用制度は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の6及び第28条の7の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的に実施するもので、定年退職後年金受給開始年齢までの期間に再任用を希望する職員を、選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より 短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区 分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行 政 職	9	4	1 3
労 務 職	1	_	1
計	1 0	4	1 4

(4) 職員数の状況(各年4月1日)

	区分	職	員 数	対 前 年
部門		令和7年度	令和6年度	増 減 数
	議 会	4	4	_
	総務	57 (3)	56 (2)	1
	税 務	1 2	1 1	1
般	民 生	4 8	4 7	1
行	衛 生	1 1	1 5	$\triangle 4$
政 部	農林水産	2 0	2 1	$\triangle 1$
門	商 工	1 0	1 0	0
	土 木	1 2	1 2	_
	小 計	174	176	$\triangle 2$
特 部 別	教 育	6 6	6 7	$\triangle 1$
部門 政	小 計	6 6	6 7	△ 1
公	水道	1	1	_
営	下水道	5	5	_
公営企業等会計	その他	1 5	1 6	$\triangle 1$
会計	小 計	2 1	2 2	△ 1
í	計	2 6 1 [3 1 0]	2 6 5 [3 1 0]	$\triangle 4$

- (注) 1 職員数は、町長等の特別職及び議会議員は含まれておりません。
 - 2 ()は、うち派遣職員数です。(令和7年度の内訳は、加美郡保健 医療福祉行政事務組合3人)
 - 3 合計の[]内は、加美町職員定数条例での合計人数(定数)です。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員は除きます。

(5) 年齢別職員数の状況

区分	20歳 未満	20 ~ 23歳	24 ~ 27歳	28 ~ 31歳	32 ~ 35歳	36 ~ 39歳	40 ~ 43歳	44 ~ 47歳	48 ~ 51歳	52 ~ 55歳	56 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	2	11	17	24	24	37	14	33	29	27	28	15	261

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

豆 八	住民基本台帳人口	歳 出 額	人 件 費	人件費率
区分	(令和6年度末)	A	В	B/A
令和 6 年度	20,782人	14,167,074千円	2,803,866千円	19.8%

(2) 職員給与費の状況 (一般会計当初予算)

区分	職員数	糸	습 <i>트</i>	j. 費	-	一人当たり給与費
区 分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
令和 7 年度	234人	931,108千円	162,522千円	390,253千円	1,483,883千円	6,341千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
 - 2 町長及び副町長、教育長に支給される給料、職員手当は含みません。
 - 3 職員数については、町から給与を支給している人数です(暫定再任用短時 間勤務職員を含みます)。

(3) ラスパイレス指数の状況

	加美町	大崎管内平均	県内町村平均	県内市町村平均
令和6年度	94.6 95.6		94.8	96.0
令和5年度	95.1	95.6	94.3	95.7

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4)職員の平均給料月額等の状況について(令和7年4月1日)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,242 円	380,110 円	43.7 歳
技能労務職	285,833 円	296,662 円	54.7 歳

(注) 平均給与月額は、給料に扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当などを加算して一人当たりの額を算出したものです。

(5) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日)

区分	高 校 卒	大学卒
一般行政職	188,000円	220,000円

(6) 一般行政職の級別職員数(令和7年4月1日)

(単位:人、%)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事技師	主事 技師	主幹係長	課長補佐副参事	課長参事	課長	
職員数	30	23	52	25	38	3	171
構成比	17.5	13.5	30.4	14.6	22.2	1.8	100.0

⁽注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7)職員の主な手当の状況(令和7年4月1日)

① 期末·勤勉手当

	加美	町	国
12月期	期末手当 1.25 月分 (0.7) 1.25 (0.7) 2.5 (1.4)	(0.5) 1.05 (0.5) 2.1	同じ
職制上0	措置の状況) ○段階、職務の約 □算 5~15%	吸による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

() は暫定再任用職員の支給割合

② 退職手当

	加美町		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	19.6695月分+調整額	24.586875月分+調整額	
勤続25年	28.0395月分+調整額	33.27075月分+調整額	7 E
勤続35年	39.7575月分+調整額	47.709月分+調整額	同じ
最高限度额	Ę.		
	47.709月分+調整額	47.709月分+調整額	
この他の力	定年前早期退職		
て (7)1世(7)7	その他の加算措置 定年前早期退職 特例加算(2%~20%加算)		特例加算
	<u> </u>	加异(<i>270°∼2</i> 0 %加异)	$(3\% \sim 45\%)$

(注) 退職手当の支給率は、宮城県市町村職員退職手当組合の条例で定められています。

③ 扶養手当

		加美町	国
1	配偶者	3,000円	
2	父母等	6,500円	
3	子	11,500円	ΠN
4	扶養親族	である子のうち、満15歳に達する日以後の聶	最初の 同じ
4	月1日から	。満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	の間に
d	ある子1人に	につき5,000円加算	

④ 通勤手当

	加美町	国
1	交通期間の利用者	
	1ヶ月に相当する運賃相当額 限度額:150,000円	日で
2	自動車等の使用者	同じ
	使用距離 (片道) により 2,000円~31,600円	

⑤ 住居手当

加美町	围
1 借家・借間に居住している職員 ア 月額16,000円を超え27,000円以下の家賃の場合	
【家賃】-16,000円	同じ
イ 月額27,000円を超える家賃の場合 (【家賃】-27,000円)×1/2+11,000円 限度額:28,000円	

⑥ その他の手当

区分	内 容				
時間外勤務手当	平日 時間単価×125/100 (深夜 150/100) 休日 時間単価×135/100 (深夜 160/100)				
	課長等管理職の職員(参事職を除き専門監を含む)に支給				
 管理職手当	職務の級管理職手当の額				
	6級 33,200 円~51,900 円				
	5級 31,700 円~49,600 円				
	支給地域改定に伴い、令和7年度から本町は支給対象外地域				
	となるが、激変緩和措置により令和7年度から令和8年度ま				
	での間は「みなし寒冷地手当」を支給する。令和9年度以降				
安公地エル	は廃止となる。				
寒冷地手当	※支給期間は、11月から翌年3月までの5ヶ月間				
	世帯主で扶養親族有りの職員:13,200円				
	世帯主で扶養親族無しの職員: 4,800円				
	その他の職員:1,600円				

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(令和7年4月1日)

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分 (7時間45分/日)	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和6年1月1日~令和6年12月31日)

対象職員数	付与日数	取得日数	平均取得日数	消化率
270 人	10,341 日	3,378 日	12.5 日	33%

[※]対象職員数は、一般職の全職員から派遣職員を除いた数となります。

(3) 休暇等の種類

休暇の種類		内 容	備考	
年次有給休暇	1暦年ごとに 20 日とし、20	日を超えない範囲内の残日数を繰り越		
	すことができる。			
特別休暇	公民権行使のための休暇	とめの休暇 必要と認められる期間		
(主なもの)	公の職務遂行のための休暇	必要と認められる期間		
	骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間		
	社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間		
	結婚休暇	7日以内で必要と認められる期間		
	産前・産後休暇	出産予定日の6週間前から出産日まで及び出		
		産日から8週間を経過する日までの期間		
	育児時間休暇	生後1年末満の子を育てる場合、1日1時間又		
		は1日2回それぞれ30分		
	妻の出産休暇 2 日以内			
	男性職員の育児参加のため	5日以内		
	の休暇			
	子の看護のための休暇	1年につき5日(小学校3年生修了前		
		の子が2人以上の場合は10日)以内		
	フコ <i>と</i> 仕畑	胡朱玉七老の区八四大ド 1日から1		
	忌引き休暇	親族死亡者の区分に応じ、1日から1		
	 父母等の法要休暇	0日の範囲内 父母、配偶者及び子の追悼1日以内		
		7月から9月までの期間内において4日以内		
	夏季休暇			
	災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間		
介護休暇		2週間以上にわたり親族(配偶者、父	無給	
月 1受 / NHX		ばならないとき。6月を限度として必	744 VI	
	母、子供寺)を川磯しなりればならないとさ。 6月を阪及として必要と認められる期間			
病気休暇		る場合、最小限必要と認められる期間。	疾病の区 分に応じ た期間は 有給	

(4) 育児休業 (子が3歳に達するまでの期間) の状況 (令和6年度)

区 分	男性	女 性	合 計
育児休業の承認件数	0	2	2

[※]令和6年度中に育休が開始されたもの

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和6年度)

区 分	降任	免職	休職	降級	合計
勤務成績が良くない場合	_	_	_	_	_
心身の故障の場合	_	_	1 9	_	1 9
職に必要な適格性を欠く場合	_	_	_	_	_
職制、定員の改廃、予算の減少に					
より廃職、過員を生じた場合	_	_			_
刑事事件に関し起訴された場合	—	_	1		_
条例で定めた事由による場合		_		_	_
合 計	_	_	1 9	_	1 9

(2) 懲戒処分者数(令和6年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1	_	_	_	1
職務上の義務に違反し又は職務					
を怠った場合	_		_	_	_
全体の奉仕者たるにふさわしく					
ない非行のあった場合	_		_	_	_
合 計	1	_		_	1

5 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課されています。

- 1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- 2) 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- 3) 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- 4) 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- 5) 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- 6) 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- 7) 営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)

6 職員の研修等の状況及び勤務成績の評定(令和6年度)

(1) 研修所等の研修

研 修 内 容	人 数	備考	
宮城県市町村職員研修所			
階層別研修 新規採用職員研修	5	新規採用職員等	
階層別研修 一般職員研修 I	6	採用後3年~7年	
階層別研修 一般職員研修Ⅱ	1 5	採用後8年~12年	
階層別研修 監督者研修 I	6	新任係長級	
階層別研修 監督者研修 II	9	係長昇任後 3~5 年	
階層別研修 管理者研修 I	1	課長補佐級	
階層別研修 管理者研修Ⅱ	8	新任課長級	
階層別研修 管理者研修Ⅲ	1 0	現任課長級	
実務研修	3	研修担当職員研修、契約事務研修、会計学基礎 研修	
ステップアップ研修	5	クレーム対応研修、折衝力・交渉力研修、リスクマネジメント講座、タイムマネジメント研修 ファシリテーション研修	
法務・政策研修	4	行政法研修、民法研修(総則・物権・債権編)	
東北自治研修所	1	東北六県接遇研修指導者養成研修	
宮城県公務研修所	1	令和6年度官民協働ワークショップ	
宮城県町村会	6	新規採用職員研修	

(2) 職場内研修

研 修 内 容	人数	備	考
メンタルヘルス研修会 〈対象者〉全職員 メンタルヘルス研修を通して、自分自身を含 め同僚や部下がメンタルヘルス疾患にならない ケアと対策を講じることを目的に研修を行っ た。	114名	【講師】 一般財団法人 日本産業カウンセ 藤岡 奈美子 氏	マラー協会東北支部
協働のまちづくりをテーマにした研修会 〈対象者〉全職員 加美町のまちづくり基本概念のひとつである 「協働」「共創」「かみ活」について理解を深め、 業務にどう活用していくかを目的に研修を行っ た。	126名	【講師】 宮城大学事業構想 准教授 佐々木	思学群地域創生学類 秀之 氏

(3) 勤務成績の評定

職員の日常の勤務や仕事の成果(実績)を通じて、その能力や仕事ぶりを客観的、 主体的に評価し、人材育成や職員の意識改革を図るため人事評価を実施しています。 能力態度評価については、平成25年度より1月1日の昇給に結果を活用してい ます。また、業績評価については、令和6年度より勤勉手当の支給に結果を反映し ています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (令和6年度)

検 診 項 目	受診者数	備考		
基本検診	2 9 1	職員安全衛生管理規程に定められた検診		
結核検診	283	職員安全衛生管理規程に定められた検診		
骨粗鬆症検診	1			
肝炎ウィルス検診	2			
大腸がん検診	9			
前立腺がん検診	6			
胃がん検診	7			
子宮がん検診	5 8			
乳がん検診	4 5			
人間ドック	174	うち162名は、宮城県市町村職員共済組合助 成制度により受診		

(2)職員互助会組織への助成状況(令和6年度)加美町職員親和会への町からの助成はなし

(3) 公務災害の発生状況(令和6年度)

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	0	

- (4)職員の勤務条件に関する措置及び不利益処分に関する不服申立等の状況 公平委員会の業務の状況
 - ①職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置 なし
 - ②職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する裁決、決定等 なし
 - ③職員の苦情相談なし

8 その他町長が必要と認める事項

(1) 特別職等の職員の報酬等の状況(令和7年4月1日)

①給料及び期末手当の状況

	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料	855,300 円	634,300 円	521,300 円	376,000 円	302,000 円	280,000 円
月額	(684,240 円)	(570,870 円)	(495,235 円)	376,000円	502,000 円	280,000 円
期末	期末 6月期 1.725 月 12 月期 1.725 月 計 3.45 月分					
手当	6 月期 1.725 月 12 月期 1.725 月 計 3.45 月分					

※令和7年度の町長、副町長、教育長の給料月額については、財政状況を勘案して減額対応しているため、()内の金額となります。

②退職手当の状況

				(算定方式)	(支給時期)
泪啦工业	町		長	給料月額×在職月数×44/100	任期毎に支給
退職手当	副	町	長	給料月額×在職月数×26/100	任期毎に支給
	教	育	長	給料月額×在職月数×21/100	任期毎に支給